

県の契約についての県内中小企業者の受注機会の確保に係る推進方針

最終改正：令和6年4月1日
山 梨 県

県は、中小企業者を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、中小企業者の自主的な努力を助長するよう配慮しながら、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、県の調達する物品、工事及び役務（以下「物品等」という。）の発注にあたり、予算の適正かつ効率的な執行に留意しつつ、中小企業者、特に県内中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

1 中小企業者に対する発注情報の提供

県は、中小企業者の受注機会の増大を図るため、物品及び役務の調達について発注計画等必要な情報を把握し、山梨県中小企業団体中央会を通じ、広く中小企業者への提供に努めるものとする。

また、工事等については、発注見通し及び入札・契約に係る情報の公表に努めるものとする。

2 官公需適格組合等の活用

県は、官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

特に、官公需適格組合については、関係機関に対し、制度の周知に努めるものとする。

3 指名競争契約等における受注機会の増大

県は、物品等の発注を指名競争によって行う際には、できる限り、中小企業者（共同企業体を含む。）を指名するとともに、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保するなどして、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

また、特に、少額の契約案件にあっては、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

4 分離・分割発注の推進

県は、物品等の発注にあたって、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが適切であるかどうかを十分検討し、中小企業者に分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、かかる要請を前提として可能なものは、分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

5 計画的発注の推進

県は、物品等の発注にあたっては、できる限り、計画的な発注を行うとともに、適正な納期又は工期を設定するよう配慮するものとする。

6 適正価格による発注

県は、中小企業者に物品等を発注するにあたっては、需給状況、原材料価格の実情等を勘案し、適正な価格での発注に配慮するものとする。

7 中小建設業者に対する配慮

県は、中小建設業者を取り巻く現下の厳しい諸情勢にかんがみ、特に公共工事の発注にあたっては、中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。

8 県の契約についての相談窓口の設置

県は、県の契約の受注に意欲的な中小企業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努めるものとし、産業政策部に相談窓口を設置するものとする。

9 県産品の利用促進

県が行う各種行事における物品の発注にあたっては、県内中小企業者の商品、製品の活用に努めるものとする。

平成14年 8月28日策定

平成16年 9月 8日改正

平成17年 9月16日改正

平成20年 9月24日改正

平成23年 7月 1日改正

令和 6年 4月 1日改正